

四万十町過疎地域自立促進計画書

自) 平成 22 年度

至) 平成 27 年度

(平成 27 年 12 月案)

平成 2 8 年 3 月

高 知 県 四 万 十 町

目次

1	基本的な事項	3
(1)	四万十町の概況	3
1)	自然的条件	3
2)	歴史的条件	3
3)	社会的条件	3
4)	経済的条件	3
5)	過疎の状況	3
6)	社会経済的発展の方向	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
1)	人口の推移と動向	4
2)	産業の推移と動向	4
(3)	行財政の状況	7
1)	行財政の状況	7
2)	主要公共施設等の整備状況	8
(4)	地域の自立促進の基本方針	9
(5)	計画期間	9
2	産業の振興	9
(1)	産業振興の方針	9
(2)	現況と問題点	10
1)	農業	10
2)	林業	11
3)	水産業	11
4)	工業	11
5)	商業	12
6)	観光	12
(3)	その対策	12
1)	農業	12
2)	林業	13
3)	水産業	13
4)	工業	13
5)	商業	13
6)	観光	14
(4)	事業計画（平成22年度～27年度）	14
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	18
(1)	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	18
(2)	現況と問題点	19
1)	交通	19
2)	情報・通信	19
3)	地域間交流	19
(3)	その対策	20
1)	交通	20
2)	情報・通信	20
3)	地域間交流	20
(4)	事業計画（平成22年度～27年度）	21

4	生活環境の整備	22
	(1) 生活環境の整備の方針	22
	(2) 現況と問題点	23
	(3) その対策	23
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	24
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
	(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	26
	(2) 現況と問題点	26
	(3) その対策	27
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	27
6	医療の確保	28
	(1) 医療の確保の方針	28
	(2) 現況と問題点	29
	(3) その対策	29
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	29
7	教育の振興	29
	(1) 教育の振興の方針	29
	(2) 現況と問題点	30
	1) 学校教育	30
	2) 社会教育	30
	(3) その対策	31
	1) 学校教育	31
	2) 社会教育	31
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	31
8	地域文化の振興等	32
	(1) 地域文化の振興等の方針	32
	(2) 現況と問題点	33
	(3) その対策	33
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	33
9	集落の整備	33
	(1) 集落の整備の方針	33
	(2) 現況と問題点	34
	(3) その対策	34
	(4) 事業計画（平成22年度～27年度）	34

1 基本的な事項

(1) 四万十町の概況

1) 自然的条件

四万十町は、高知県の西部を東から西へ流れる四万十川の中流域に位置しており、東南部は土佐湾に面しています。町域は東西に43.7km、南北に26.5km、総面積642.06km²で、総面積のうち林野面積が87.1%を占めています。集落の多くは四万十川やその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

自然的条件を地区別（旧町村別）にみると、標高230mの高南台地に位置する窪川地区は、約1,737haの経営耕地を有しています。

大正地区は、窪川地区から四万十川沿いの下流部に位置し、平地は四万十川と梶原川沿いにわずかに見られますが、そのほとんどを山林が占めています。

十和地区は、更にその下流部に位置し、地区の中心部を東から西に蛇行して流れる四万十川の流域沿いに農地が点在していますが、総面積の約9割を山林が占めています。

2) 歴史的条件

本町は、平成18年3月20日に、窪川町、大正町、十和村の2町1村が合併して誕生しました。

旧窪川町は、戦国時代は仁井田郷と呼ばれ、窪川氏ら5氏が統治していました。その後、長宗我部氏ら3氏が治め、藩政時代には窪川山内氏が統治しました。明治22年の町村制施行により、窪川、仁井田、松葉川、東又、与津（後に興津）の各村となりました。その後、窪川村は大正15年に町制を施行し、昭和30年に窪川町と仁井田、松葉川、東又、興津の4村の合併により窪川町となりました。

旧大正町と旧十和村は、古くは上山郷と呼ばれ、藩政時代末期に上分と下分に分割されました。

旧大正町は、明治4年に18区に分けられ、同22年の町村制施行で東上山村となり、大正3年には大正村に改称、昭和22年から町制を施行しました。

旧十和村は、昭和32年に十川村と昭和村の合併により誕生しました。旧十川村は、大野、川口など7ヵ村で十川郷と称していましたが、明治22年の町村制施行で十川村となり、旧昭和村は、明治以前から上山郷（旧大正町を含む）と呼ばれていましたが、同じく町村制施行で里川、浦越など11村が西上山村に、西上山村はさらに昭和3年に昭和村へと改称しています。

3) 社会的条件

本町は、高知県の西南部に位置し、町の東南部は土佐湾に面し、北部は愛媛県との県境に接しています。

交通面では、本町と高知市・高松市を結ぶJR土讃線、愛媛県南部の中心都市である宇和島市を結ぶJR予土線、四万十市・宿毛市を結ぶ土佐くろしお鉄道中村宿毛線の3つの路線の起終点駅を有し、また、国道56号、381号、439号の路線が走る交通の要衝にあります。現在、須崎市まで完成している高知自動車道についても平成25年3月の供用を目指し整備が進められており、これが完成し供用が始まると、関西圏など大都市圏に向けての広域交通の利便性が高まり、経済の活性化が期待されます。

4) 経済的条件

本町の平成17年の就業人口は10,151人で、平成12年に比べて991人(8.9%)減少しています。また、平成17年の産業別就業人口は、第一次産業2,953人(29.1%)、第二次産業2,141人(21.1%)、第三次産業5,045人(49.7%)となっており、平成27年には第一次産業2,590人(31.5%)、第二次産業1,889人(23.0%)、第三次産業3,736人(45.5%)となる見込みです。各地区で産業構造の違いは多少ありますが、いずれも小規模経営が増加しています。

特に林野率の高い大正地区及び十和地区においては、零細な農林複合経営が中心の典型的な山村経済の構造を持っています。

5) 過疎の状況

本町では、これまでの40年余りにわたり総合的な過疎対策事業を積極的に進めてきた結果、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本町の人口は、昭和35年から40年の13.1%の減少を最高に、昭和35年から50年までの15年

間に30.1%と急激に減少し、昭和50年からは減少率が鈍化しましたが、昭和60年から平成2年までに5.4%、平成2年から7年までに4.7%、平成7年から平成12年までに5.4%、平成12年から平成17年までに6.0%とその後減少が続いています。

また、老年化指数は昭和50年が68.5、昭和60年96.6、平成2年132.1、平成7年176.9、平成12年236.9、平成17年293.18と平成17年の全国平均の146.52、県の200.53を大きく上回り、年少人口割合の縮小と老年人口割合の拡大が続いています。

今後も、人口減少、少子・高齢化の著しい進行が予測され、集落等をいかに維持・再生していくのかが課題となります。

住民が安心して健やかな生活を送ることのできる地域社会の実現を目指して、住民と行政が一体となって知恵を出し合い、課題の解決に向けて取り組むことが重要であり、各地区の特性を活かした施策が求められます。

6) 社会経済的発展の方向

本町では、様々な課題を抱えながら、ビジネスや地域の元気づくりといったチャンスを生かしていくため、その仕組みづくりや人材育成など、今後の自立促進にはまだまだ高いハードルが存在しています。

近年の社会経済的状况の中で、本町の過疎の実態を正確に認識しながら、従来の対策の成果を評価し総合的な観点に立って柔軟で的確な対応を図る必要があります。

また、国や県とも連携を図りながら、行政主導ではなく、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進する必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

1) 人口の推移と動向

社会変動の激しい現状において小規模自治体の人口推計は困難ですが、現状での社会動態、自然動態等を勘案して次のように推計しました。

(参考) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	年		差引増減 (増減率)
	平成17年	平成27年	
総人口	20,527人 (100%)	17,433人 (100%)	△ 3,094人 (△ 15.07%)
幼年人口 (14歳以下)	2,452人 (11.95%)	1,861人 (10.68%)	△ 591人 (△ 24.10%)
生産年齢人口 (15歳～64歳)	10,884人 (53.02%)	8,399人 (48.18%)	△ 2,485人 (△ 22.83%)
高齢人口 (65歳以上)	7,191人 (35.03%)	7,173人 (41.15%)	△ 18人 (△ 0.25%)

年齢別人口構成を見ると、若者の町外流出等に伴う人口の再生産能力の低下や少子化傾向などの影響を受け、幼年人口及び生産年齢人口は減少が見込まれます。

一方、高齢人口については、今後しばらく大きな減少は予想されませんが、年齢別人口全体で見る高齢人口の割合は急激に高まることを見込まれます。

2) 産業の推移と動向

産業構造は、日本経済の動向、高度情報化および各種の施策の効果等により、高付加価値化、消費者ニーズの多様化に対応した生産体制が進展していくものと考えられます。

第一次産業を取り巻く状況は厳しいものがありますが、本町は第一次産業主体の町であり、地域で生産される様々な農林水産物や、高速道路の本町までの延伸、都市にはない豊かな自然を活用した第一次産業の第六次産業化の推進により産業就業の場が確保され、就労率の向上に繋がるものと推察されます。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	38,584		33,520	△ 13.1	29,062	△ 13.3	26,969	△ 7.2	26,438	△ 2.0
0歳～14歳	12,948		9,643	△ 25.5	7,121	△ 26.2	5,869	△ 17.6	5,219	△ 11.1
15歳～64歳	22,380		20,323	△ 9.2	18,139	△ 10.7	17,078	△ 5.8	16,848	△ 1.3
うち										
15歳～29歳 (a)	7,771		6,180	△ 20.5	4,953	△ 19.9	4,422	△ 10.7	4,158	△ 6.0
65歳以上 (b)	3,256		3,554	9.2	3,802	7.0	4,022	5.8	4,371	8.7
(a)/総数 若年者比率	20.1%		18.4%	—	17.0%	—	16.4%	—	15.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	8.4%		10.6%	—	13.1%	—	14.9%	—	16.5%	—
区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)	実数(人)	増減率(%)
総 数	25,622	△ 3.1	24,226	△ 5.4	23,081	△ 4.7	21,844	△ 5.4	20,527	△ 6.0
0歳～14歳	4,893	△ 6.2	4,127	△ 15.7	3,466	△ 16.0	2,911	△ 16.0	2,452	△ 15.8
15歳～64歳	16,001	△ 5.0	14,648	△ 8.5	13,484	△ 7.9	12,038	△ 10.7	10,884	△ 9.6
うち										
15歳～29歳 (a)	3,438	△ 17.3	2,858	△ 16.9	2,660	△ 6.9	2,530	△ 4.9	2,141	△ 15.4
65歳以上 (b)	4,728	8.2	5,451	15.3	6,131	12.5	6,895	12.5	7,191	4.3
(a)/総数 若年者比率	13.4%	—	11.8%	—	11.5%	—	11.6%	—	10.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	18.5%	—	22.5%	—	26.6%	—	31.6%	—	35.0%	—

表 1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 22,683	-	人 21,421	-	% △ 5.6	人 20,086	-	% △ 6.2
男	人 10,759	% 47.4	人 10,165	% 47.5	% △ 5.5	人 9,475	% 47.2	% △ 6.8
女	人 11,924	% 52.6	人 11,256	% 52.5	% △ 5.6	人 10,611	% 52.8	% △ 5.7

表 1-1 (3) 産業別人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人		人	%	人	%	人	%	人	%
	19,254		16,358	△ 15.0	15,692	△ 4.1	14,151	△ 9.8	14,029	△ 0.9
第一次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	66.6		61.0		57.4		50.7		42.2	
第二次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	9.6		12.5		11.6		15.5		20.5	
第三次産業	%		%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	23.8		26.5		31.0		33.6		37.3	
区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	13,249	△ 5.6	12,803	△ 3.4	12,402	△ 3.1	11,142	△ 10.2	10,151	△ 8.9
第一次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	37.4		33.3		31.4		29.2		29.1	
第二次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	23.0		25.9		24.6		23.8		21.1	
第三次産業	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
就業人口比率	39.5		40.8		43.8		47.0		49.7	

(3) 行財政の状況

1) 行財政の状況

表 1-2 (1) 財政の状況		(単位：千円)		
区 分	平成12年度	平成17年度	平成20年度	
歳入総額 A	15,789,247	16,103,108	15,332,264	
一般財源	10,068,151	10,458,709	10,099,269	
国庫支出金	997,807	1,523,870	1,630,960	
都道府県支出金	1,532,414	1,843,163	1,095,238	
地方債	1,762,609	1,703,000	2,429,400	
うち過疎債	552,000	710,500	1,344,800	
その他	1,428,266	574,366	77,397	
歳出総額 B	15,449,182	15,452,452	15,025,692	
義務的経費	7,029,204	6,520,242	6,322,801	
投資的経費	4,116,355	4,590,420	4,527,231	
うち普通建設事業	3,602,973	3,262,369	4,305,154	
その他	4,303,623	4,341,790	4,175,660	
過疎対策事業費	2,436,068	4,528,893	2,439,557	
歳入歳出差引額 C (A-B)	340,065	650,656	306,572	
翌年度へ繰越すべき財源 D	179,468	462,158	124,663	
実質収支 (C-D)	160,597	188,498	181,909	
財政力指数	【旧窪川町】 0.244	0.210	0.241	
	【旧大正町】 0.148			
	【旧十和村】 0.108			
公債費負担比率	【旧窪川町】 26.1	24.8	28.1	
	【旧大正町】 32.2			
	【旧十和村】 22.2			
実質公債費比率	【旧窪川町】 —	15.8	17.5	
	【旧大正町】 —			
	【旧十和村】 —			
起債制限比率	【旧窪川町】 11.9	12.7	14.3	
	【旧大正町】 12.9			
	【旧十和村】 9.9			
経常収支比率	【旧窪川町】 87.3	88.0	90.0	
	【旧大正町】 82.0			
	【旧十和村】 76.4			
将来負担比率	—	—	80.1	
地方債現在高	22,235,584	22,313,792	20,081,935	

本町の経済は、生産性の低い第一次産業への依存度が高く、第二次産業・第三次産業も小規模経営が大部分を占めているため、町民所得の水準は低いものになっています。

このことは、自主的財源に乏しく依存財源に頼らざるを得ない本町の脆弱な財政状況を表しており、自主的・主体的な施策を行う上で大きな障害となっています。

今後も、地方交付税の削減が続くことが予測されるなか、引き続き税収の確保、徴収率の向上等による一般財源の確保に努めるとともに、経費の節減、合理化、効率化、重点化等による健全な財政構造の確立を図る必要があります。

また、限られた財源を有効に活用し魅力ある町づくりを目指すため、施策・事業の位置づけ、行政の役割と優

先順位等を明確にし、かつ費用対効果を考慮した行財政運営に努めることが求められます。

2) 主要公共施設等の整備状況

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 20 年度末	
市町村道 改良率 (%)	【旧窪川町】	4.9	24.8	38.4	46.3	37.0
	【旧大正町】	—	5.2	13.9	33.1	
	【旧十和村】	26.6	12.2	12.8	14.9	
舗装率 (%)	【旧窪川町】	3.3	51.8	71.6	80.7	70.6
	【旧大正町】	1.1	65.8	61.5	66.5	
	【旧十和村】	1.2	25.7	53.4	56.9	
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	【旧窪川町】	139.0	148.0	146.0	55.0	65.7
	【旧大正町】	27.3	26.7	20.9	82.3	
	【旧十和村】	26.7	48.3	29.8	47.8	
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	【旧窪川町】	5.0	5.0	6.9	6.9	2.0
	【旧大正町】	2.9	2.2	2.0	7.4	
	【旧十和村】	6.3	5.1	6.7	11.2	
水道普及率 (%)	【旧窪川町】	35.2	58.0	79.5	90.2	89.0
	【旧大正町】	20.5	43.5	61.5	93.2	
	【旧十和村】	53.6	69.6	73.9	73.9	
水洗化率 (%)	【旧窪川町】	—	—	—	20.6	30.9
	【旧大正町】	—	0.9	5.3	33.9	
	【旧十和村】	—	—	—	20.0	
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	【旧窪川町】	13.0	15.0	17.0	19.0	15.0
	【旧大正町】	3.2	4.7	4.7	5.4	
	【旧十和村】	3.2	1.8	3.0	0.0	

本町では、これまでの40年余りにわたり総合的な過疎対策事業を積極的に進めてきた結果、生活環境や産業振興に係る主要施設など整備を行い、一定の成果を上げてきましたが、依然として社会資本の整備が立ち遅れており、若者が魅力を感じ、高齢者が安心して暮らせる状況とはなっていません。

このため、地域の自立促進を図る上で、今後も引き続き社会資本の整備を積極的に推進していく必要があります。

また、人口の減少に歯止めをかけるためには、地域特性や、地域資源を活かした内発的経済循環による産業の創出、雇用の促進に取り組む必要があります。四万十町の総合振興計画を基本に高知県産業振興計画等との連携を図りながら施設整備を行っていく必要があります。

(4) 地域の自立促進の基本方針

本町は、平成19年6月に策定した第1次四万十町総合振興計画のもと、町村合併によって大幅に拡大した町域と多様性を活かし、「自律と共生のまちづくり」を目指したまちづくりに取り組んでいます。

新町としての調整・基礎固め期であるこれまでの間、右肩下がりの財政状況のなか持続可能な発展の命題を推進するため「新たなものさし（新基軸）」による公共政策の再構築を図ってきました。

また、広大な行政区域において、住民への行政サービスを維持していくための地域自治区の設置等に向け、住民が主体となって自治基本条例の制定に向けた取組みを図るとともに、内発的発展による産業の創出（コミュニティビジネスの創出）に向けて各種事業を実施してきました。

創造・展開期である今後は、これらを更に充実したものへと発展させるとともに、第1次四万十町総合振興計画に掲げる次の4つの「まちづくりの基本理念」の実現に取り組んでいきます。

- ①人と自然が共生し持続的循環型の地域運営が行われていること
- ②人が元気でいきいきしていること
- ③人ともものが動き輝いていること
- ④地域内外の交流・連携が活発であること

今回策定する四万十町過疎地域自立促進計画においては、①産業の振興、②交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、③生活環境の整備、④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑤医療の確保、⑥教育の振興、⑦地域文化の振興等、⑧集落の整備、⑨その他地域の自立促進に関し必要な事項の9つの項目を柱とし、過疎地域である本町の実情や新たな動きに対応するための取組の推進を図ります。

また、高知県は「産業をつくる」「生活を守る」を中山間地域の総合対策の柱に掲げており、本町においても、これらのトータルプランである高知県産業振興計画地域アクションプラン、健康長寿県構想及び教育振興基本計画に基づき、過疎地域の自立促進に向けた取組を推進していきます。

(5) 計画期間

この計画の期間は、平成22年4月1日より平成28年3月31日までとし、時代の変革に対応するため必要に応じて変更を図りながら重要事業から順次実施するものとします。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

これまで、合併前の各町村ともに第一次産業を基幹産業として位置付け、町勢の発展を図ってきましたが、社会・経済の動向により年々経営状況は厳しさを増しています。また、第一次産業は、第二次・第三次産業に比べ所得の安定性や労働条件の格差が要因で若年層の新規就業者が減少しており、高齢化が進展しています。

しかし、地域の自立促進には、基幹産業である第一次産業の再生が必要であり、今後も、生産基盤の整備と合せて有利作物の導入、農作業受委託の推進、土地の利用集積等生産力の増大を図り、さらに生産物の加工等による高付加価値化、観光産業と連携した複合的手法等を進めていきます。

第二次・第三次産業については、中小零細企業が多数を占め経営基盤が脆弱で集積度が低い状況にあり、収入面や労働条件から魅力ある就労の場とはなっていません。そのため町内企業の経営の安定化を進めるとともに、地域資源の掘り起こしや地場産物の特産品化等を図り起業の促進に取り組めます。

また、従来の産業振興に加えて、新エネルギーの研究開発など、四万十川流域という立地環境を活かした新エネルギー産業の創出にも取り組んでいきます。

本町では、県が策定している高知県産業振興計画地域アクションプランを中心として、生産から流通・販売までを見通し、町経済を根本から元気にする取組を推進します。

- ・ ほ場や農道等の農業生産基盤整備をし、気候や土壌に適した収益性の高い作物を導入するための調査研究を

進め、有利な作物の定着化を促進します。

- ・ 四万十町バイオスタウン構想に基づき、あらゆるバイオマスの利活用に努めます。
- ・ 町産の有機野菜を使った加工品の開発・販売の拡大に取り組みます。
- ・ 地域資源を掘り起こし、特産品の開発等を進め起業化を図るとともに、環境にも配慮した資源循環型の産業づくりを目指します。
- ・ 消費者ニーズを取り入れた付加価値の高い物を提供する地場産業を育成し、その効果を他の産業に波及させていきます。その開発、生産、販売にあたっては女性や高齢者の積極的な参加を促進します。
- ・ 栗再生プロジェクト等により果樹の生産拡大を目指します。
- ・ 森林資源高付加価値化と高幡ヒノキ等の加工・流通・販売に取り組みます。
- ・ 中山間地域等直接支払制度等の有効的な活用を図り、中山間地域の維持・自立促進を目指します。
- ・ 豊かな自然環境等の農村の良さを生かした都市住民との交流事業を展開します。また、UJI ターンの入入を促進し、担い手の育成・確保に努めます。地域の農業を維持するために、新規就農者の育成・確保及び集落ぐるみで農作業の受委託等を行う集落営農を推進します。
- ・ 戦略に基づく商品の開発及びロゴの設定などにより地域イメージの向上を図り、地域商品のブランド化を推進します。
- ・ 商品づくりの技能・技術者の誘致・定着化の推進等を行います。
- ・ 消費地への積極的なPR活動の展開や、アンテナショップ等での試験販売等の外消とともに、学校や病院等の給食や宿泊施設・飲食店等への地域食材の活用など地産池消を推進します。
- ・ 森林の適正管理と支援制度や緑のボランティアなどの導入を推進します。
- ・ 広葉樹の育林推進とその利活用を推進します。
- ・ 近代的な商業基盤の整備の調査研究を行い、情報システムの活用や購買者の快適性利便性を高めるための整備を推進します。
- ・ 広域ネットワークを活かした営業活動の推進を行うとともに、全産業を連携させる組織の設置に取り組みます。
- ・ シイラを柱とした水産加工業の創設や生産拡大を推進します。
- ・ 漁村の自然環境の保全に努めるとともに、若者が定着できる漁村の整備や水産加工品の開発などを推進します。
- ・ 拠点ビジネス体制の構築に取り組みます。
- ・ 海洋堂ホビー館を活かし、町内に眠っている伝統工芸を含めた「ものづくり」等による、まちづくりに取り組み、観光人口の拡大を図ります。
- ・ 雇用の場の創出や起業を支援し、若者層の定住や地域経済の活性化を図ります。

(2) 現況と問題点

1) 農業

本町の耕地面積は2,297ha(総面積の3.6%)で、その内訳は田1,957ha、畑203ha、樹園地138haであり、中山間地域としては比較的広い耕地を有しています。耕地の大半は窪川地区が占めており、台地部では水稲と畜産を基幹として、大豆、生姜、ニラ等との複合経営を、海岸部では、温暖な気候を生かし早生米の生産とピーマン、ミョウガの施設園芸や葉タバコなどの複合経営を行っています。また、果樹では栗、柚子などが山間部を中心に生産されています。十和地区等では、露地野菜等による地産池消の取り組みを女性グループが中心となって行っています。

稲作については、平成14年に策定された米政策改革大綱に基づき、平成16年度から旧町村別に地域水田農業ビジョンによる水田農業を展開してきましたが、今後は、集落営農の推進はもとより、集落の枠を越えた、地域農業のシステム化など新たな取り組みが求められています。

農家一戸当りの経営耕地面積は約88aで、高知県平均(66a)よりも広いものの、農家一戸あたりの農業生産額は県平均を下回っています。これまでも認定農業者や今後育成すべき農業者の育成、集落営農組織による規模拡大等も推進してきましたが、依然として小土地分散的所有の個別完結型農家が多く、技術の不均衡や農業用機械の過剰投資等により農業経営を圧迫しているとともに、農地の流動化を阻害する要因にもなっており、個別完結型経営からの脱却が重要な課題となっています。

平成17年の農家戸数は2,609戸、農家人口は9,394人であり、戸数・人口ともに減少するなかで新規就農者の減少による農業従事者の高齢化が進み、後継者及び担い手不足による農業生産活動の縮小、耕作放棄地の増加などが深刻化しています。そのため、認定農業者等の地域の中核を担う農業者の育成と合わせ、集落営農組織や農業生産法人の設立など、地域営農システムの構築を今後も進めていく必要があります。

農業の粗生産額は71億円で、粗生産額の多いものとして野菜、米、豚等があげられますが、農産物の自由化に伴う影響を受け、販売価格の低迷が著しく新規就農者の減少の要因にもなっており、今後は土地基盤整備を進めるとともに生産・流通・加工にわたる近代化施設の整備を行い、生産性の向上、生産コストの低減及び省力化を図りつつ、高収益作物(施設園芸)の導入、集落内における農作業受委託の促進、担い手への土地の利用集積を進め、収益性の高い農業へと発展をさせていく必要があります。

また、環境保全型農業の技術の体系化を図るとともに、適切な家畜排せつ物の処理を行うとともに、堆肥利用など資源としての有効利用を一層進める必要があります。

本町におけるグリーンツーリズム等都市農村交流についての取り組みは、町内3つの道の駅や地産池消グループによる産直活動等を契機に徐々に活発化してきているものの、まだまだ不十分であるため、今後も農産物・特産物の産地直売やオーナー制度を契機とする農業・農産加工体験の促進やグリーンツーリズムの推進が農業振興のカギとなっています。

農業・農村を取り巻く状況は「食料・農業・農村基本法」の施行やWTO農業交渉などにより大きな変革期を迎えており、この理念を地域で具現化するために全力をあげ取り組むことが強く求められています。

2) 林業

林野面積は、55,826haで町域の約87%を森林が占めており、そのうち民有林はヒノキを中心とした人工林が多く、林産物として優良な建築材となる高幡ヒノキとシイタケが知られています。林家戸数は、2,354戸、林業労働者数は256人ですが、経営規模は零細で企業的な林業経営はわずかであり、農業等の他産業との複合経営が主流です。

林業を取り巻く状況は依然として厳しく、木材価格の下落、需要の低迷、林業経営費の上昇等により、生産活動が全体的に低下しています。また、林業就業者の減少や高齢化による担い手不足により、適正な間伐、保育が行われていない森林が増加しています。

森林は国土の保全や水資源のかん養等の公益的機能を有しており、適正な森林整備を積極的に行い、これらの公益的機能の高度発揮を図る必要があります。また、成熟度を増している本町の人工林の資源は優良材としての期待も大きくなっています。

また、近年では、森林を対象とした都市住民の野外レクリエーションや体験型レジャーに対する関心が高まっており、都市住民との交流の取り組みが求められています。

このため、林道網の整備等の基盤整備、林業経営の改善、林業就業者の育成確保、山村住民と都市住民の交流促進が重要な課題となっています。

3) 水産業

本町の水産業は、海面漁業と内水面漁業に分けられます。海面漁業では、中型まき網、刺網、一本釣り漁業などを中心に沿岸漁業が営まれシイラ、イセエビ等が水揚げされており、四万十川流域における内水面漁業は、アユ、ウナギ、テナガエビ等が水揚げされています。

海面漁業者は、高齢化や後継者不足が深刻化しているとともに、漁業経営体のほとんどが零細であり、近年の漁業をとりまく環境の変化により、漁業経営は一層厳しくなっています。今後は広域的な漁業協同組合の合併等を視野にいたった経営基盤強化の推進を図っていくことが重要な課題となっています。

一方、内水面漁業については、河川環境の変化によりアユ等の生息環境が悪化しており、十分な資源量が確保できない状況にあります。

このため、漁港、漁場等の漁業環境の整備を進めるとともに、内水面漁業についても、河川環境の改善を図る等、漁業の活性化に努める必要があります。

4) 工業

本町の工業は、平成20年度において、事業所80所、従業員725人、製造出荷額約59億円等となっており、平成5年度を100として比較すると、事業所数は増加しましたが、従業員数が75.1%、製造品出荷額が

59.6%とそれぞれ大幅に減少しています。

業種は衣服等の繊維関係、集成材等の木材加工、食品関係、機械部品、電気部品等となっています。一般的に経営規模は零細で経営基盤は脆弱であり、経営は厳しい状況にあります。農水産物の加工販売についても、施設、組織とも十分な体制とはいえ、地域資源の掘り起こしや地域特産品の開発も遅れています。

企業誘致については、企業の海外進出や世界的な経済不況の影響により地方への企業進出は困難な状況が続いております。

こうした状況の中、企業誘致に備えるための用地取得、既存事業所の団地化や新たな地場産業の育成に努める必要があります。

5) 商業

本町の商店数は392店(平成19年)で、個人の単一店舗がほとんどであり、常時従業員数は1,470人、年間販売額は約221億円となっております。平成6年度を100として比較すると、平成19年は商店数が75.2%、常時従業者数が92.5%、年間販売額は80.3%とそれぞれ大幅に減少しています。

県西部の交通の要衝という立地条件と、高知自動車道の延伸決定により、町外資本の大型店の進出が相次いだことに加え、本町を含めた近隣市町村の過疎化の進行も相まって、地元商店の経営は一層厳しい状況にあります。

こうした状況の中で、地元商店が生き残っていくための抜本的な対策が求められています。

6) 観光

本町の観光地は、日本最後の清流といわれる四万十川を中心に展開されています。十和地区では、毎年5月の連休を中心に「こいのぼりの川渡し」等のイベントが行われています。大正地区においては、8月に四万十川の天然アユの伝統漁法(火振り)の実演やアユの保護、保全も考えた「ふるさと大正あゆ祭り」が開催されています。また、支流では、清流を利用したさまざまなイベント等も開催され交流人口の増大に努めています。

キャンプ場も十和地区の三島キャンプ場、大正地区のオートキャンプ場「ウェル花夢」、松葉川温泉を中心としたキャンプ場が整備され、快適なキャンプライフに活用されています。

その他、日本の海水浴場88選に選定されている「小室の浜海水浴場」を有する県立興津自然公園、奥山に点在する温泉、四国霊場37番札所の岩本寺などが代表されますが、まだまだ豊富にある自然、文化、歴史等の観光資源は開発の余地を残しています。

近年の観光客の動向としては、全国的に体験・参加・休養型に移行しており、当町においてもその動きに対応した体験・滞在型の観光に取り組んでいます。

当町における観光をより魅力あるものにするため、観光客ニーズを的確に捉えた施設整備や四万十川流域に位置している地理的、文化的な個性の創造、観光資源のより効果的な活用が求められています。

(3) その対策

1) 農業

本町の農業は、生産性の向上と担い手農家等の育成を図ることを基本に、集落営農による地域生産活動を支援していくとともに、ほ場整備を引き続き重要事項として取り組み、あわせて農道・用排水路・ため池等の整備を農業者の意向を踏まえながら農業基盤の整備を計画的に進めていきます。また、農業の生産性の向上、高付加価値化、農産物の販売促進等を図るため必要となる園芸用レンタルハウス、大豆・水稻栽培用機械、大型育苗施設、農産物加工施設整備などの各種補助事業の導入を図るとともに、畜産業との連携による振興策を検討していきます。さらに新規就農者の育成制度・研修施設の整備や、作業受委託組織の拡充を図ることにより、収益性の高い農業経営体の育成に努めます。

農産物の高付加価値化については、消費者ニーズに応えられるように化学肥料や農薬等の低減を図り、堆肥センターで生産される畜産堆肥の利用拡大のための対策を講じて有機農業を推進するとともに、適地・適作を基本とした作期の選定や輪作体系を確立し、栽培環境の悪化を未然に防止する環境保全型農業を目指します。

グリーンツーリズムの推進に向けて、都市と農村交流の促進を図りつつ、本町地域農業の特性を活かし

た滞在型交流拠点施設の整備を行います。また、食を中心としたイベント活動等を通じて、本町の農産物を積極的にPRし、都市住民への販売等を展開するとともに、学校給食や病院給食等を視野に入れた、地産地消事業を展開していきます。

経営の安定化については、地域の気候や土壌に適した有利作物を導入するための調査・研究と定着化を図り、収益性の高い園芸農業と高生産の土地利用型農業の振興に取り組みます。

また、新規就農者の参入と若い農業者の交流を進め、後継者の育成・確保を図るとともに認定農業者制度を活用した経営改善指導活動などを展開し、認定農業者や担い手農家など中核的農家の育成に努めます。

さらに、集落ぐるみで農作業の受委託等を行う集落営農組織の確立を推進し、地域営農システムの整備を具体的に推進します。

中山間地域等直接支払制度については、耕作放棄地発生を防止し、農村の持つ多面的機能の維持・増進を図る観点から積極的な活用を促進し、あわせて、これらに取り組む集落への事業導入を進めるとともに、この制度等を活用しながら、近年問題となっている有害鳥獣対策についても積極的に推進します。

2) 林業

林業生産性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や林内路網等の林業生産基盤の整備を促進します。

緊急課題となっている間伐等の適正な森林整備を積極的に行い、成熟しつつある森林資源を保全するとともに森林の有する国土の保全や水資源のかん養等の公益的機能の高度発揮を図ります。

木材の生産加工・流通体制を強化し、木材の安定供給体制の確立を目指すとともに、木材需要の拡大を図るため木材製品の利用方法の開発に努めます。また、シイタケ等の特用林産物の生産基盤整備を推進し、建築材を含めた林産物の新商品化や販路開拓・PR等を通じて、地域林業の活性化を図ります。

林業経営の合理化や就労環境の整備を行い、森林整備の中心的役割を担う事業者の連携や統合を推進し、林業後継者の育成に努めるとともに、ボランティアによる森林整備に対する支援を進めます。

森林資源を多面的に活用した森林休養施設や森林レクリエーション施設を整備し、その施設を核として森林体験・森林環境教育・交流活動等を促進します。

木材を活用した木質バイオマスエネルギーの研究等に努めます。

3) 水産業

海面漁業については、獲る漁業から、つくる漁業への転換を目指し、漁礁、築いそ、エビ礁の整備を進めるとともに、年々減少する漁業資源の増殖を図るため沿岸地先海域へ定着性の高い魚類の放流事業を推進します。

また、水産加工等により付加価値を高めた特産品の開発等水産資源の有効利用を推進するとともに、観光事業との複合化などにも取り組み漁業経営の安定化に努めます。

内水面漁業については、水質の汚濁防止、河川環境の改善に流域市町が一体となった取り組みを展開するとともに、稚魚の放流事業による資源の増進を進め、年々増加している四万十川観光漁業も推進します。

水産基盤施設の老朽化に対し、適正な維持管理及び延命化に努めます。

4) 工業

今後一層厳しくなる地域間、企業間競争のなかで、事業所の経営の安定化を図るため関係団体の育成に努め、経営知識の普及、経営技術の向上や情報ネットワークの有効活用により、これまで培ってきた技術をさらに向上させるとともに、経営の近代化を推進します。また、地場産物の特産品化については地場産業振興センター等を有効利用するため、地域の生活改善グループ等の組織化を図ります。また、エネルギーの地産地消を位置づけ、バイオマス試験事業を実施する等、新エネルギーの研究開発ならびに施設整備について積極的に推進します。

企業誘致については、現在の経済情勢を考えると非常に厳しい状況にあります。しかし、雇用の場の確保は町活性化のためには重要な課題ですが、高速道路の本町までの延伸を考慮し、情報収集に努め、地域に適した公害のない企業誘致に取り組みます。

5) 商業

商業の振興と活気ある商店街づくりを行うため、多様化する消費者ニーズに応え、地元消費者だけでなく来町

する多数の観光客も視野に入れた大型店と競合しない商業展開を模索します。

快適な商業空間を創造する環境整備を進めるとともに、空店舗の活用や共同化店舗の建設等の商店街整備を推進します。また、商店街での催しを積極的に行い、来街者の増加、滞在時間の延長などにより、販売力の増加や魅力ある商店の育成を図るため、中心的・指導的立場にある商工会の育成に努めます。

起業の促進を図るため、地域資源を活用しつつ、多様な業種において小規模な起業を推進するとともに、建設業者の新規産業分野への進出を進め、情報産業の育成やテレワークの推進等に努めます。

6) 観光

四万十川流域の河川資源、興津、志和地区の海浜資源、温泉や溪谷等の山岳資源、歴史的遺産の文化資源等を積極的に活用し、これまでの通過型から、今後は滞在型の観光地を目指していきます。

町内及び四万十川流域の観光資源をルート化し、インターネットによるタイムリーな情報発信等を行いながら積極的にPRするとともに、地域住民が主体となった観光イベントを開催し、観光客の増大を図ります。

また、海洋堂ホビー館を活かし、町内に眠っている伝統工芸を含めた「ものづくり」等による、まちづくりに取り組み、観光人口の拡大を図ります。

これらの実施に向けて、観光協会の機能強化支援にも努めます。

観光は様々な産業によって支えられるとともに、その振興は各産業に影響を与え、波及効果をもたらします。この効果を十分に発揮させるため、民間資本の効果的な活用を図り、他の産業との連携を図りながら、総合的な観光産業を促進します。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 ・ 農業	県営ため池等整備事業（負担金） 測量設計・提体工等	県	
		県営中山間地域総合整備事業(負担金) 測量設計・ほ場整備等	県	
		農村災害対策整備事業（負担金） 施設整備等	県	
		こうち農業確立総合支援事業 施設整備等	町 JA	
		レンタルハウス整備事業 補助金交付	県	
	中山間地域等直接支払交付金 交付金交付	町		
	せまち直し事業 補助金交付	町		
	次世代施設園芸導入加速化支援事業 補助金交付	協議会		
	・ 林業	緊急間伐総合支援事業 補助金交付	町	
		間伐等支援事業 手数料補助	町	

		森林整備地域活動支援交付金事業 交付金交付	町	
		森林総合研究所分収造林受託事業 間伐・作業道開設等	町	
	・水産業	漁業集落環境整備事業 防災施設整備等	町	
	(4) 地場産業の振興 ・加工施設	農林水産施設整備事業 柚子搾汁施設等 施設整備等	町	
	・流通販売施設	拠点ビジネス体制整備事業 施設整備等	町 民間業者	
		道の駅周辺整備事業 設計・工事・周辺整備等	町	
		大正観光物産センター施設整備事業	町	
	(7) 商業 ・その他	商工業振興事業 事業補助等	町	
	(8) 観光又はレクリエーション	各種イベント助成事業 事業補助	町 商工会等	
		レンタサイクル事業 施設整備等	町	
		自然公園整備事業 測量委託・施設整備等	町	
		ホビー館施設整備事業及び周辺施設整備事業 施設整備等	町	
		自然体験村整備事業 奥四万十・久木の森等 設計委託・施設整備等	町	
		滞在型市民農園整備事業 施設整備等	町	

	<p>(9)過疎地域自立促進特別事業</p>	<p>四万十町豊かな自然環境活用による産業振興事業</p> <p>【具体的な事業内容・事業の必要性・見込まれる事業効果等】</p> <p>本町は、清流四万十川が町域を東西に流れ、その豊かな恵みは総面積の87.1%を占める山林や山里から生まれている。</p> <p>こうしたことから、本町の自立促進を図る手立ての一つとして、四万十川を中心とする豊かな自然を守り、活かすための環境保全対策及び関連事業を施し、また、そうした取り組みや地域の魅力などの情報発信を行うための事業等を通じて、交流人口の拡大や産業の振興を行うことが必要である。</p> <p>具体的には、間伐事業等の促進による森林保全、四万十川のPR等に繋がるイベントの実施、企業等への委託による各種雇用の創出、新規就農者等の支援、温暖化対策施設整備支援等の以下の事業を実施し、自立促進へと繋げるものである。</p> <p>また、本事業については、基金積立し、毎年度取り崩しながら実施していく。</p> <p>なお、計画期間終了後は、本使途に則って基金を取り崩しながら実施していく。</p> <p>(1)四万十川豊かな森林保全整備事業</p> <p>四万十川流域の荒廃森林の調査及び間伐等の施業を行うことで四万十川の水質・環境保全に努め、「清流四万十川」のイメージアップ及び交流人口の拡大を図る。</p> <p>(2)四万十川一斉清掃</p> <p>毎年4月、流域自治体住民が一体となって、四万十川の清掃活動に取り組むことで、河川美化と環境意識の向上を図る。</p> <p>(3)四万十川マラソン等イベント事業</p> <p>清流四万十川の魅力を生かしたマラソン大会や、自然の恵みから生まれる産品をPRするイベント等を実施することで、交流人口の拡大を図る。</p> <p>(4)四万十町雇用創出事業</p> <p>町が自立促進を目指すには、四万十川を中心とする豊かな自然を活かした雇用創出による人口減少抑制が必要不可欠であり、次の3つの事業に取り組む。</p> <p>①四万十町豊かな産業創出事業</p> <p>町内の事業体等が継続的な雇用機会を図るために企画する事業に対して、委託事業を実施し、若者層の定住や地域経済の活性化が図れ、持続的な地域発展に資する。</p> <p>②四万十町若者雇用推進事業</p> <p>就職が困難な新規学卒者等の雇用を行う町内の事業等に対して支援し、その後の正規雇用への移行を促進し、若者の定住を図る。</p> <p>③四万十町新規就農者定着促進事業</p>	町	基金積立
--	------------------------	---	---	------

		<p>意欲ある新規就農者等に対して、専門的な技術・営農指導の提供と、一定期間の研究補助金等を支給し、就農の不安解消と営農意欲の向上を図り、スムーズな就農と早期の経営安定化につなげ、将来的に有望な担い手を確保・育成することにより本町の農業振興の活性化を図る。</p> <p>(5) 四万十町地球温暖化対策設備設置事業 クリーンで再生可能なエネルギーの意義を踏まえた快適で経済的なエネルギーとして、太陽光発電システム・太陽熱温水器・エコキュート等の導入を行う町民を対象として補助することで、地球温暖化防止に関する意識の高揚と民生家庭部門における町内の二酸化炭素発生量の抑制を図る。</p> <p>こうした四万十川を中心とした四万十町の環境保全の取り組みを全国へのPR等を通じて、イメージアップ等を図り交流人口の拡大や地域経済の活性化に繋げる。</p> <p>(6) シイタケ生産体制整備事業 人口ほだ場、散水施設等生産施設の整備に対する補助、人口ほだ場までの作業路の開設補助を行い、シイタケの生産性向上及び原木など地域資源の活用による活性化を図る。</p>		
--	--	--	--	--

(10)その他	地産外商支援事業 販売促進・商品開発等	町 協議会	
	環境保全型農業推進事業 補助金交付	J A	
	鳥獣被害緊急対策事業 報償金支払等	町	
	新規就農研修支援事業 研修助成等	町	
	町産材利用促進事業 住宅建築補助	町	
	地域林業総合支援事業 施設整備補助等	町	
	シイタケ生産体制整備事業 生産施設整備補助等	町	
	協働の森づくり事業 作業路開設・間伐等	町	
	水産業振興事業 補助金交付	町	
	地産外商ビジネス事業 事業費補助金交付	森林組合	
	興津マヒマヒ大作戦事業 施設整備・設備整備等	町	
	木質バイオマスエネルギー実証事業	森林組合	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

道路整備については、合併前から重点課題として取り組んできましたが、地形的要因等もあり整備状況は十分とはいえません。今後も集落と集落または公共施設、集落と幹線道路を結び産業の振興にも役立つ町道等を重点整備していきます。

また、高齢化の進行等により、高齢者等の移動が困難な状況になっており、広域的な対応を含め、公共交通網の再編に取り組めます。

情報化のための電気通信施設等の整備については、テレビジョン放送等難視聴対策等に向けて、ケーブルネットワークの全町的な整備に取り組んでいますが、今後は、これらの設備の運営管理を図りながら、地域情報化施策の取り組みを推進します。

- ・ 高速道路、国道、県道の早期整備を要望し、住民ニーズに対応できる町道の整備を進めます。
- ・ 町道の舗装の修繕や橋梁点検、長寿命化修繕計画策定による維持管理を行い、安全通行の確保を図ります。
- ・ 交通弱者、通勤者、通学者、観光客の利便性の向上を図るため、公共交通網の再編とバリアフリー化を推進します。

- ・ 高齢者や身体障害者等に配慮した道路整備を進めます。
- ・ 地域間交流の促進に向け、体験、飲食・宿泊施設等の充実を図ります。また、豊かな自然や、広い耕地を活用した地域間交流を推進します。
- ・ 全町的なケーブルネットワークを有効活用し、情報の地域間格差の是正を図ります。また、インターネットを媒介した公共施設の予約や行政情報とともに、観光、イベント等の情報提供を行います。
- ・ 情報化社会に対応するため、携帯電話等のエリア拡大を推進します。
- ・ 多様なメディアを活用し、町出身者をはじめとする都市住民との情報交流を推進します。
- ・ 新規入居希望者への空家等の斡旋や定住化の支援を行います。
- ・ 「道の駅」など観光関連施設を訪れる人のために観光情報、道路情報、気象情報等を提供するための情報基盤の整備を推進します。

(2) 現況と問題点

1) 交通

交通運輸体系の整備は、社会的、経済的な発展の可能性を高めるとともに、住民の利便性を増大させる重要な条件です。

この視点のもと、本町では道路整備を重点課題として取り組み、改良率向上等に努力してきましたが、地形的要因もあり地域の自立促進を進めるうえでは十分とはいえません。

今後は集落と集落、集落と公共施設、集落と幹線道路を結び、産業の振興にも役立つ町道等を重点整備する必要があります。特に山間部では、急カーブ・急勾配が多く、度々の落石崩壊等による通行止めやガードレール等防護柵の未整備による転落事故が発生しており、既存施設の維持管理の徹底を図るとともに、早急な整備を求められている状況です。

また、現在、須崎市まで完成している高知自動車道が平成24年度末には本町まで延伸される見通しですが、今後、開通を見据えて周辺道路を積極的に整備する必要があります。

一方、高齢化が進み、高齢者等の移動が困難な状況になっており、子ども等も含めた自ら交通手段を持たない者が安心・安全に利用できる公共交通網の再編に取り組む必要があります。

2) 情報・通信

近年、社会構造システムの変革に伴い本町にも情報化の波が着実に押し寄せ、社会システムの中に広く利便性、快適性あるいは時間の節約等サービスの質の高さが求められています。こうした中で従来型の画一的、形式的な事務処理運営から新感覚の発想の転換期を迎えています。また、個々の価値観も多様化し、国際化が進んでいる中で、「誰もが、必要な情報をいつでも、どこでも簡単により早く入手できる。」という高度情報化社会に対応する取り組みが求められています。

一方、本町はこれまでに台風等の災害により大きな被害を受けており、異常気象や災害への対応、防災対策としての情報化の充実が求められています。

現在、全町的にケーブルネットワークを整備し、情報環境の改善やテレビジョン放送等難視聴対策等に取り組んでいますが、今後、ケーブルネットワーク・防災行政無線等の既存施設についても老朽化に対応するため更新を進めていく必要があります。

「道の駅」については、道路情報や気象情報に加え、自然景観・観光などの地域情報発信基地として位置づけるとともに、道の駅間のネットワークづくりも課題となっています。

また、携帯電話についても、通信エリア外の地域の解消に向けた施設整備が求められています。

3) 地域間交流

交通の利便性が進み地域間の移動時間は短縮され、グループでの趣味的な交流や魅力的な地域との交流など地域間交流へのニーズは増加しています。

地域間交流に取り組むことで、本町の観光や地域特産品の情報を発信するとともに、交流先の良さを実感し新たな産業等の振興に繋げていく必要があります。

また、四万十川というブランドを活かし、流域市町が協力して滞在型のメニューづくりや広報活動を行っていく必要があります。

(3) その対策

1) 交通

町道整備については、新たな路線の編入も予測されることから道路整備目標は設けず、より社会・経済効果の高い路線整備を重点的に行い、改良率の低い山間部においては危険箇所の解消等により安全な通行の確保を図ります。

産業を振興する上で重要な要素をもつ農林道については、機械の多様化・大型化が進んでおり、関連事業を積極的に導入し一体的な整備を図り、山地と農地が一体となって機能できる体制づくりを進めます。

運輸については、自動車が日常生活に欠かせない状態であり、交通弱者の交通手段の確保を図るため、今後一層の企業努力を期待するとともに利用拡大にも努め、バス路線、土佐くろしお鉄道、JR予土線の維持、発展を図ります。

2) 情報・通信

地域住民が社会生活に必要な情報の入手、提供を的確・迅速に得られるようケーブルネットワークの整備を全町的に進めます。

また、携帯電話のエリア拡大に向けて基地局の整備を行います。

今後は、これらの施設の運営管理を図りながら、インターネットを利用した産業・ビジネスの開拓による新雇用の創出等の取組も検討していきます。

3) 地域間交流

四万十川等の全国に誇れる豊かな自然資源を活かした観光客の誘致、地域特産品の情報発信や販売、地域起こしの「人づくり」等の地域経済の活性化を図るため地域間交流を推進します。

また、体験型交流を図ることのできるプログラムの開発と住民主体の体制づくりを進めるため、滞在型市民農園等の交流拠点施設の追加整備や、廃校施設等の地域の資源を有効に活用して交流人口の増加を図ります。

	(11)その他	四万十市鉄道経営助成基金負担金事業 基金積立等	四万十市	
		路線バス運行費補助金事業 補助金交付	バス 事業者	
		路線バス車両購入費補助金事業 車両購入費補助	バス 事業者	
		四万十町生活交通再編事業 アドバイザー委託・路線見直し等	町	
		予土線利用促進対策事業 旅費補助・駅舎整備等	町	

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型社会を形成し、天然資源枯渇への懸念、温室効果ガス排出による地球温暖化問題等にも密接に関連しており、天然資源消費抑制と環境負荷低減を目指した循環型社会への改革が強く求められています。

こうした状況のなか本町は、四万十川をはじめとする自然環境を大切に保全し、美しい地域を継承していくため、景観保全や快適な生活環境整備の様々な取り組みを推進していきます。

消防・防災については、住民の生命や財産を守るうえで基本的な要件であり、近い将来起きると言われている南海地震に備えた（地震・津波）対策、火災の多様化や災害の複合化に対応する施設・体制整備の充実、自主防災組織の育成に取り組みます。

- ・ 四万十川の清流保全と衛生的な生活環境実現のために、四万十川方式を導入した生活排水処理施設や浄化槽設置整備事業などの普及を地域の実情に合わせて効率的・計画的に推進します。
- ・ 自然環境を保全する資源循環型社会形成に向けて、住民一人ひとりの協力のもと、資源ゴミの分別収集、リサイクル、ゴミの減量化はもとより不法投棄防止などと共に、廃棄物の適正処理、処理施設の適正管理等に取り組みます。
- ・ 長期的な需要動向と近隣市町村の状況を勘案すると共に、尊厳に満ちた最後を迎えるに相応しい斎場施設の確立と、周辺環境に配慮した墓園・墓地の計画的な整備を推進します。
- ・ 環境への負荷を軽減し、資源循環型社会をつくるため、環境基本計画策定に取り組みます。
- ・ 資源循環型生活（エコライフ）実践のため、家庭・地域・学校・職場での「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再利用）」、「リサイクル（再生利用）」の取り組みを推進します。
- ・ 家庭・地域・企業用地・公共用地における環境美化や緑化などについて、住民やボランティア団体等と連携した環境保全活動を推進します。
- ・ 地球全体の環境を守る意識を住民一人ひとりが持つよう、心の育成を進める環境教育カリキュラムを整備し、家庭・地域・学校等で推進することにより、環境意識の向上を図ります。
- ・ 消防・防災施設整備と自主防災組織の育成や支援に努めます。
- ・ 住宅の耐震化に努めます。
- ・ 簡易水道の拡張を図ります。
- ・ 高規格救急車導入等の整備を推進し、救急業務の高度化を図ります。
- ・ 救急患者の救命率の向上を図り、合わせて災害発生時における人・物の緊急輸送手段を確保するため、緊急ヘリコプター離着陸場の整備促進を図ります。

(2) 現況と問題点

清流四万十川など、先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として保全していくため、四万十川方式を導入した生活排水処理施設や公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の設置推進などに努めてきました。

ゴミ処理については、平成15年2月に竣工した「クリーンセンター銀河」により、可燃・不燃ゴミの収集、資源ゴミの分別リサイクルなどに取り組んではいますが、資源循環型社会構築に向けたゴミ対策として、平成21年度策定の「一般廃棄物処理基本計画」による排出削減、リサイクル目標を達成するため、住民・事業者に対する啓発やストックヤード施設整備等を併せて行っていくことが必要です。

し尿と浄化槽汚泥処理については、昭和53年3月に竣工した「若井グリーンセンター」において、適正に処理してきたが、稼働後32年が経過しており老朽化が進み処理効率も低下しているため、新しい施設整備が必要となっています。

斎場については、昭和61年度に完成以来、炉の入れ替え工事が行われていないため、経年劣化による損耗が著しい状態であり、利用者の尊厳と安全性、住民サービスの観点からも早急な対応が必要となっています。

消防・防災については、本町は県下でも有数の降雨量が多い地域であり、河川の氾濫やがけ崩れ等の災害が発生しています。道路が遮断され、孤立する集落が発生する危険性があるため、孤立集落への救援方法や体制整備について検討する必要があります。今後においても更に防災体制の強化、防災施設の整備等を進めていく必要があります。

町営住宅についても、その多くが老朽化しているため、立て替えや補修等の対策が急務となっております。また、民間賃貸住宅の少ない状況のなか、世帯分離やUIターン希望者の受け皿としても町営住宅の果たすべき役割は大きいものがあり、若者定住を目的とした新規住宅の整備等を進めていく必要があります。

既存の共同墓地については、利便性及び管理面において良好な状態でないうえ、新規に貸付可能な墓地床が不足しているため、新たな共同墓地の設置が必要であります。

(3) その対策

四万十川清流保全のため、住民やボランティア団体等と連携した四万十川一斉清掃を継続し、四万十川方式による生活排水処理施設を利用した、地域特性に応じた生活排水処理の充実を図ると共に、合併処理浄化槽の設置を推進します。

また、環境への負荷の少ない環境共生社会への転換を進めるため、住民一人ひとりの環境に対する意識を高め、資源循環型生活（エコライフ）を実践する取り組みを推進します。

ゴミの減量化等については、環境基本計画の策定・環境教育カリキュラムの整備・環境保全活動の実践等によって、住民意識の高揚を図り分別による「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再利用）」、「リサイクル（再生利用）」の取り組みを推進します。

し尿処理施設については、現施設が老朽化と処理効率低下のために、南海大地震への対応と合わせて、資源循環型汚泥再生処理施設として更新します。

斎場については、利用中止措置はとらない方法（二つある炉を一炉づつの入れ替え工事）で、既存施設を改修します。

住民の生命と財産を守るために、地震や津波対策、急傾斜地・土砂災害危険地区の防災対策、消防道・防火水槽等防火施設の整備を計画的に進めるとともに、自主防災組織の新規設立や既存組織の育成を進めながら自主的な住民の防災力を高め、関係者の技術の向上を図り、消防・救急・防災体制の充実に努めます。

町営住宅については、各地域の条件・状態を考慮して計画的に建替を行っていきます。建設にあたっては、地場産材の活用や周辺の景観にあわせたデザインを検討します。また、高齢者等向けや若者定住の住宅を積極的に建設します。

新たな共同墓地を整備し、新規に貸付可能な墓地床の確保に努めます。

(4) 事業計画 (平成22年度～27年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・簡易水道	簡易水道統合・区域拡張事業		
		<ul style="list-style-type: none"> ・仁井田簡易水道 ・西部簡易水道 ・広瀬簡易水道 ・十川簡易水道 ・浦越簡易水道 ・中津川簡易水道 ・若井簡易水道 ・昭和簡易水道 	町 町 町 町 町 町 町 町	
		取水・供給施設整備事業		
		<ul style="list-style-type: none"> ・津賀・茅吹手地区 ・大奈路簡易水道 	町 町	
	(2) 下水処理施設 ・その他	合併処理浄化槽設置整備事業 補助金交付	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 ・し尿処理施設	リサイクルプラザ整備事業 実施設計・建設工事等	町	
		汚泥再生処理センター整備事業 施設整備等	町	
	(4) 消防施設	四万十清流消防署建築事業 施設整備等	消防組合	
		消防設備等整備事業 救助工作車・ポンプ車・消火栓・消火栓 ボックス整備等	町	
		消防施設整備事業 (負担金) 救急車・貯水槽整備等	消防組合	
防災施設・設備整備事業 緊急用ヘリコプター離着陸場整備 屋内告知端末の整備		町		
消防屯所建設事業 建物建築等		町		
消防道整備事業 コンクリート擁壁・路面舗装等 建物建築等		町		

	(5) 公営住宅	公営住宅整備事業 本体建設・駐車場整備等	町	
	(6) 過疎地域自立促進 特別事業	旧本庁舎解体撤去	町	
		旧環境美化センター解体撤去	町	
		安心住まい支援事業 町内で安心できる生活を送ることを望んでいる高齢者やその家族、また、四万十町に移住・定住することを望んでいる若者等が、町内に住まいを確保することを支援することにより、定住人口の維持拡大を図る。	町	
	(7) その他	四万十町環境基本計画策定業務 アンケート調査、計画作成等	町	
		自主防災育成事業 設備整備等	町	
		農地・水・環境保全向上対策 支援金交付	町	
		バイオマスタウン構想推進事業 システム構築・整備等	町	
		四万十町塵芥処理収集車購入事業 ゴミ収集車購入	町	
斎場施設整備事業		町		

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

子どもから高齢者のだれもが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことのできる健康・福祉社会の実現を目指すことを基本理念に、保健・医療・福祉サービスの総合的な体制整備を図ります。

- ・ 本格的な少子・高齢社会の到来に対応するため、保健・医療・福祉サービスの総合的体制整備を図ります。また、高齢者の要介護化を防ぐため、介護予防事業を推進します。
- ・ 住民が健康で安心して生活できるよう、健康づくり事業を推進するとともに各年齢層に応じた保健・予防活動の強化に努めます。
- ・ ノーマライゼーションの理念のもとに、障害者の自立、家庭生活の維持向上、社会参加のための環境整備の充実に努めます。
- ・ 児童がその権利を保障され心身ともに健やかに育つよう、また、青少年に良好な環境づくり、そして安心して子育てができる環境・体制づくりを進めます。
- ・ 地域福祉計画の策定や計画による地域福祉の実践活動の推進、また、小規模多機能支援拠点の整備などにより、過疎地域内で住民が安全安心に暮らすことができるために特に必要な地域の支え合いと地域コミュニティの再生強化に努めます。
- ・ 保育所の適正配置を行い、集団としての機能を発揮する適正な児童数を確保します。
- ・ 田野々幼稚園・保育所を統合し幼保連携型認定子ども園としての運営を目指します。
- ・ 保育士等の研修の場を確保し、より質の高い保育・幼児教育を行なえる環境を整えます。
- ・ 幼稚園・保育所と小学校の定期的な連携を行い、情報や課題等の共有化を図ります。
- ・ 親育ち支援等の研修会を実施し、家庭での教育力を高めます。

(2) 現況と問題点

本町の人口は、年々減少傾向にあり、平成21年度には人口20,000人を割り、平成22年3月末で、19,784人、高齢化率37.1%となっています。特に「0歳から19歳」では、平成17年から平成21年にかけて14.3%の減少(502人減)となっており少子高齢化、人口減が進んでいます。

・高齢者福祉

核家族化が進み、女性の社会進出、扶養意識の変化などにより、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。高齢化の進行により、寝たきりや認知症など要介護状態になる人が増加する一方、家庭の介護力は低下しています。こうした中、高齢者のニーズも変化しており、老後生活を安心して自立した生活が送れるやさしい町づくりが求められています。

・健康づくり

本町の医療・健診の結果では高血圧・脳血管疾患・心疾患などの循環器疾患が多くなっています。また、死亡統計では、がんによる死亡が最も多く、全国平均と比べると自殺や不慮の事故も多くなっています。食事・運動・喫煙・ストレスなど生活習慣全般について、若い年代からの生活改善が必要です。

・障害者福祉

障害者については、認定者数は横ばいですが、施設から地域への復帰のための住居等の環境整備、社会参加などにおいてハード・ソフト両面の整備が不十分な状況です。障害のある人とない人が共に家庭や地域で安心して生活できる環境づくり、同じ生活が可能な社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」を基本理念として、その自立のための受け皿づくり、生活の支援づくり、生活環境の整備を推進する必要があります。

・児童福祉

少子化・核家族化・両親の共稼ぎの増加等、児童や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。このため、子どもを育てやすい環境づくり、児童の健全育成の促進、母子・父子家庭の生活の安定など児童福祉の充実が必要です。児童福祉に重要な役割を果たしてきた保育所などの施設については、老朽化による雨漏り等により保育に支障がでてきている場合があり、施設の統廃合の検討を含め増改築等の対応が求められています。

(3) その対策

・高齢者福祉

高齢者や家族が「住み慣れた地域で、健康で安心して生きがいをもって暮らすことができること」を基本として、地域包括支援センターを住民福祉の中核施設として位置づけます。地域で支え合うネットワークづくりなどを行い、保健・医療・福祉サービスの連携のもとに民間活力も生かし、総合的かつ一体的に提供していきます。介護予防については、地域コミュニティの核となるグループの育成などを行い、認知症や寝たきりなどの介護予防の推進に努めます。介護保険における居宅介護サービスでは、中山間地域でも必要なサービスが提供されるよう、必要な人材や緊急時におけるショートステイ床の確保に努めます。また、施設サービスにおいては、待機者の多い入所施設の整備拡充を図ります。

・健康づくり

健康づくりにおいては、健康増進計画に基づき、生活習慣病などの予防のため「食・運動・こころ」を3本柱として、食生活を改善し、適度な運動習慣をつけ、ストレスの解消を図ることを身につけてもらうとともに健(検)診の受診を勧めていきます。

・障害者福祉

心身に障害のある人が地域で自立した生活を維持するため、相談支援体制の整備充実や生活環境の整備、就労の場の確保に努めます。また、障害のある人が社会の一員として活動できる町を実現するため、ノーマライゼーションについて広く地域住民に理解を求めます。

・児童福祉

乳幼児期の心身共に健全な発育・発達を促すとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査等母子保健事業の充実にも努めるとともに、地域の子育て支援に取り組み、母親の育児不安解消のための支援などを実施します。保育所においては、乳幼児の減少が続いており統廃合を検討し、施設の整備や改修を進めるとともに、低年齢児保育や延長保育など子育て支援機能の充実にも努めます。また、児童の健全育成のため、家庭、学校、地域社会、行政の連帯による良好な環境づくりを進めます。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(1) 高齢者福祉施設 ・老人ホーム ・その他	高幡西部特別養護老人ホーム組合分担金	老人ホーム組合	
		低廉な高齢者生活支援住宅整備事業	町	
	(3) 児童福祉施設 ・保育所 ・ <u>児童館</u>	仁井田地区統合保育所建設工事 用地取得・実施設計・工事等	町	
		認定こども園たのこの建設工事 実施設計、工事	町	
		保育所の適正配置・幼保一元化 幼稚園・保育所統合等	町	
	<u>興津児童館改修事業</u> <u>改修工事</u>	<u>町</u>		

(7) 過疎地域自立促進特別事業	四万十町あつたかふれあいセンター事業 【具体的な事業内容・事業の必要性・見込まれる事業効果等】 支援が必要な高齢者、子ども、引きこもりの若者等誰でも気軽に集える当センターの運営を図ることで、子育てや生活支援、介護サービス等で見守りを行うとともに、自立支援に向けたサービスの提供、ボランティアの養成に取り組む。 これにより、地域の支えあいを推進し、過疎地域の自立促進へと繋げるものである。	町	
	在宅介護手当事業 家庭において、重度の要介護者を介護している者に対して手当を支給することにより、介護者を激励しその労に報いるとともに在宅福祉の推進を図る。	町	
	24時間健康医療電話相談事業 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談について、専門医や助産師らが年中無休の24時間体制で電話対応を行う。	町	
(8) その他	多子世帯保育料軽減事業 保育料軽減	町	
	保育事業 土曜日午後保育・一時保育等	町	
	四万十町在宅介護手当事業 在宅介護手当支給	町	
	高齢者等外出支援事業助成費 タクシー・バス利用券交付	町	
	宅老所運営補助事業 介護予防活動、環境整備等	町	
	ワクチン接種費用助成事業 子宮頸がん・肺炎球菌等	町	

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

本町は、過疎地域としては比較的充実した医療機関を有していますが、医療機関が窪川地域の市街地に集中しているため、遠隔地における救急患者搬送体制の整備や診療内容の充実を図ります。

また、平成9年に精神科、平成21年には産科がなくなったため、精神障害者や認知症高齢者等への対応とともに安心して子どもを産み育てる環境整備を推進します。

(2) 現況と問題点

本町における医療の現状は、病院2（うち救急病院1）、国保直営診療所を含む診療所12、歯科診療所8と数的には充実していますが、医療機関が窪川地域に集中しており、山間地域においては無医地区も存在する等、迅速な患者搬送体制の整備や診療内容の充実を図ることが求められています。

また、十和地域の国保診療所については老朽化しており、施設改修の検討が求められています。

平成9年に精神科、平成21年には産科がなくなり、小児科診療日も減少しています。精神障害者の増加や高齢化に伴う認知症高齢者等の急増への対応とともに安心して子どもを産み育てる環境整備が求められています。

(3) その対策

遠隔地からの救急患者搬送のため、主要道路の整備をはじめ、ドクターヘリの活用を図ります。また、高知医療センターと遠隔画像診断等による連携により診療内容の充実を努めます。

老朽化している国保十和診療所の改築を進め、十和地域の医療の充実を図ります。

産科、小児科、精神科など専門診療科の確保を推進し、その間の措置として、産科については妊婦の通院助成により負担を軽減します。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 ・診療所 ・その他	国民健康保険十和診療所施設整備事業 施設整備等	町	
		大正診療所医師住宅整備事業	町	
	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	四万十町妊婦健康診査通院費助成事業 【具体的な事業内容・事業の必要性・見込まれる事業効果等】 少子化が進行するなかで、子どもを安心して生み育てる環境整備は重要な課題である。 しかし、本町唯一の産科が休止になったことから、妊婦健診通院費の助成を行い、経済的負担を軽減することで定期的な妊婦健診を促し、少子化への歯止めをかけ自立促進へと繋げるものである。	町	
	(4) その他	児童医療費助成事業 医療費助成	町	

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

「たくましく人間性豊かな人づくり」を基本理念として、幼稚園から高齢者までの活動の場づくりを支援し、社会を構成する一員を育て、或いは「生きがい」を見つけることができるような活動に取り組みます。

近年は、社会情勢等の変動も激しく、従前の考え方では有効な取組みとなりえないことも考えられます。

そのため、それぞれの地域特性を踏まえ、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりが必要です。

- ・ 幼児・児童生徒や教職員の一人ひとりの学びを保障する取組みの研究・実施や環境の整備を推進します。また、すべての子どもたちが、その存在を尊ばれ、心身ともに健やかに成長できる教育の充実に取り組みます。
- ・ 教育環境を中長期的視野で考えたとき、四万十町立小中学校適正配置計画の検討実施も重要となります。
- ・ 町民が社会の変化に対応し、自己の充実・啓発や生活の向上を図り、生きがいのある人生を過ごすために、生涯学習の場や機会を提供します。
- ・ 地域間交流や生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進することにより、町民の一体感の醸成を育み、町民一人ひとりのやる気を喚起する生涯学習の環境づくりを目標に、町民・関係団体等と協働して、積極的な事業の展開を図ります。

人口の流出、出生数の減少に伴い児童生徒数が減少し、町内の小中学校では過小規模校（複式学級を伴う学校）の占める割合が高くなってきています。このため、平成20年9月に「四万十町立小中学校適正配置計画」を策定し、四万十町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けることが最も重要であるということを基本的方針に、一定規模の集団による教育力を生かすための学校環境の整備に取り組んでいます。

- ・ 地域の歴史、伝統、文化等に対する興味や関心を深め郷土に対する愛情や誇りを高めるため、郷土の学習や地域社会との交流活動を推進します。
- ・ 国際化、高度情報化等、社会や時代のニーズにあった多種多様な学習テーマの開発を推進し、広域的なネットワークづくりや学校等と連携し、開かれた生涯学習を推進します。
- ・ 老朽化対策、地産池消による学校給食の推進等により、児童・生徒が安心・安全に生活できる施設の充実を図ります。
- ・ 放課後や週末に学習やスポーツ、文化活動等の支援を行い、子どもの健全育成に努めます。

（2）現況と問題点

1) 学校教育

急速な社会情勢の変化に対応するため、教育環境の整備とともに、教育目標の設定と到達度を絶えず総括し、次年度に行うべき方策等について検討を重ねていかなければなりません。

平成21年4月1日現在の町立幼稚園・小中学校数は、幼稚園1園、小学校18校（休校中の1校除く）、中学校6校（休校中の1校除く）であり、少子化・過疎化に伴い、幼児・児童生徒数も年々減少状況にあり、旧町村中心部に位置する小中学校では一定の規模を確保しているものの周辺の小中学校では過小規模校が多くを占め、複式学級が増加傾向にある状況となっております。

このため、四万十町立小中学校適正配置計画を策定し、四万十町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の下で教育を受けることが最も重要であるということを基本的方針に、一定規模の集団による教育力を生かすための学校環境の整備に取り組んでいます。

また、教育環境の整備については、幼児・児童生徒の安全確保、発達段階に応じた適切な教育・育成が行えるよう、年次教育基本方針や整備計画等に基づき教育の実践や教育環境の整備を行い、学校施設の耐震化・老朽施設の改修、附属施設の整備、学校再編に伴い遠隔地から通学する児童・生徒のためのスクールバスの整備、教員住宅の設置等を図る必要があります。

近年は社会情勢等の変動も激しいため、それぞれの地域特性を踏まえ、学校・家庭・地域・行政が連携協力して教育に取り組める体制づくりが必要です。

2) 社会教育

激変する社会経済情勢のなか、価値観が多様化し、ものの豊かさより心の豊かさが大切にされる時代となっております。

町民一人ひとり生涯各時期に応じ、新しい課題や学習要求を持ち、絶えず自己啓発を求めています。

こうした学習意欲の高まりに対応するため、住民ニーズに合った生涯スポーツを含む幅広い教育プログラムの作成や各種教育団体の育成及び活性化に努めるとともに、社会教育施設や関連施設の整備を図る必要があります。

また、地域コミュニティの拠点として、集会所や公民館等の既存の施設を有効に活用するとともに、休校・廃校となった校舎等の活用を含め、地域の交流の場や生涯学習の核となるような施設整備が求められています。

(3) その対策

「町づくりは人づくりから」の理念のもと、「知」「徳」「体」の調和がとれた人間性豊かな人づくりを目標として、学校教育・社会教育・家庭教育が一体となった生涯教育行政を推進していきます。

さらに、青少年の健全育成に向けた活動や人権学習を通して人権尊重の精神を高揚させるとともに、地域の教育力を高める教育的な風土づくりを推進します。

1) 学校教育

幼児・児童生徒一人ひとりの個性と資質を伸ばす教育体制の充実を図り、幼児、児童生徒や教職員の一人ひとりの学びを保障する取組みの研究・実施や環境の整備を推進します。

各教育現場で子どもの学ぶ権利を実現し、学びに挑戦する機会を保障する取組みを充実していきます。そして、幼児・児童生徒が、それぞれの希望する進路を選択することができるよう、学力の定着及び向上を目指します。

教育に関する相談活動、不登校児童生徒への対応、関係機関の情報の共有・連携活動など、支援を要する子ども・家庭等への支援、人権教育・道徳教育などの豊かな心と身体を育む教育の推進、高度情報化社会や国際化社会に対応できる能力の向上等の教育を推進します。

施設整備については、これまで計画的に改修・改築がなされてきたものの、既存施設・付帯施設の老朽化が進んでおり、耐震性等の観点から改修が必要になっています。そのため、緊急度等考慮し順次計画的に整備を行います。

町の将来を担う子どもたちが、よりよい教育条件、教育環境の中で教育を受けることを基本に、地域における学校の役割も十分に考慮し、一定規模の集団による教育力を生かすための学校環境の整備を図るため小中学校の適正規模・適正配置を推進します。

その他にも、教育に関する課題点の実態把握・分析をはじめ、その解決策の方向性等を研究するなど教育振興につながる施策を実施します。

また、教員住宅については、へき地校の多い本町にとって重要な問題であり、住宅施策との整合性を図りながら整備を行っていきます。

2) 社会教育

町民が性別や年齢に応じた生涯学習ができるよう、町民ニーズに対応した多様な学習プログラムの整備に努めるとともに、学習資料の提供、情報の収集と提供等を行い、自主的な活性化を図っていきます。

また、生涯学習や生涯スポーツに関する各団体・サークルのリーダーに対する研修活動を充実させ、組織の育成、活動の活性化を図っていきます。

社会教育関連施設については、既存施設の有効利用と老朽化した施設の改善を図りながら施設の拡充に努めるとともに、休校・廃校校舎等を活用した交流事業の展開等、広域的な施設の相互利用システムの確立に努めます。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 ・校舎	学校施設耐震改修事業 耐震補強整備	町	
		校舎改築工事 大正中学校等	町	
	(3) 集会施設、体育施設 等 ・集会施設	集会施設整備事業	町	
		志和地区コミュニティ施設建設事業	町	

	・ 体育施設 ・ その他	集落活動センター整備事業	町	
		市町村総合整備事業 十川集会所等	町	
		B&G 海洋センター修繕事業 設備整備等	町	
		体育館新設事業 窪川運動場内等	町	
		四万十町庁舎整備事業 庁舎整備、コミュニティ施設整備等	町	
		十和地区コミュニティ施設・総合支所整備事業 施設整備、設備整備等	町	
		大正総合支所耐震改修事業	町	
	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	集会施設整備事業	町	
		人的ネットワーク推進事業 将来の四万十町を担う子どもや若者、また、地域の産業を担う人材を育成・支援するため、関係団体との連携事業を通じて、各分野の人材育成や人的ネットワークの構築を目指す。	町	
	(5) その他	学校適正規模・適正配置推進事業 計画作成等	町	
		青少年活動推進事業 教育力強化等	町	
		地域教育振興支援事業	町	
		校内研究支援事業	町	

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

四万十川をはじめとする豊かな自然環境の中、地域で育み残された貴重な文化財や伝統文化、地域芸能を大切に、その保存や振興に努める必要があります。また、新しい文化も積極的に取り入れるとともに、指定文化財の登録を推進することにより、交流の場や機会の提供、文化水準の向上、人材の育成や地域産業の振興に繋げることをなどが求められています。

- ・ 伝統文化の伝承や地域芸能の保存、振興を図る活動等の支援、芸能・文化活動への参加の奨励を推進します。
- ・ 新しい祭りやイベントの開催、郷土文化の融合などによる新しい文化の創出を図ります。
- ・ 盆踊りや神祭をはじめとする地区ごとの文化イベントの維持及び復活に向けた支援を図ります。
- ・ 地域の暮らしや仕事の技能・技術の継承・復活・活用を図ります。
- ・ 四万十川を中心とした文化的景観の保存・活用を図ります。

(2) 現況と問題点

本町の地域文化は、長い歴史を有しており多くの文化財や古くから伝承された芸能や行事が数多く存在しています。しかし、これらの貴重な文化財や伝統文化、地域芸能の保存・振興が充分とは言えず、その保存・振興に努めなければなりません。また、近年、自然景観の重要性が再認識され、平成21年2月に四万十川を中心に周辺の景観が重要文化的景観として国の指定を受めました。この保存・活用とともに、既存の文化財との連携を図り、交流人口を拡大するなど、地域振興に繋げる必要があります。さらに、都市との交流の機会や、外国文化との出会いを促進し、新しい刺激や、発想で地域の人材の育成や、生活・文化水準の向上を図って行く必要があります。

(3) その対策

地域に残された貴重な文化財や伝統文化、地域芸能を守りながら、多彩な交流の場や機会を創出するため、拠点施設の整備や内容の充実を図り、町民が芸術・文化に親しむ機会を作ります。また、四万十川の景観を中心とした文化的景観と既存の文化財との連携を強化し、保存・活用を推進することにより、交流人口の拡大を図り地域の活力を強化していきます。

さらに、これらの文化財や地域の伝統文化・芸能を写真集等の資料に記録・整理し、次の世代へ引き継ぐとともに全国に情報発信していきます。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設 等	重要文化的景観保護推進事業 施設整備、修繕、看板整備等	町	
		重要文化的地区等整備事業 窪川地区・十和地区等	町	

9 集落の整備

(1) 集落の整備の方針

山間部及び海岸部の集落については、若年層の町外流出等により集落機能が低下しており、このまま推移すると集落そのものの消滅も危惧されます。そのため、「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進するとともに、基礎的生活環境の一定整った基幹的集落に重点投資を行い、安心して生活のできる集落を形成する必要があります。

- ・ 住民と行政との協働を図るため、地域自治区の創設と自治基本条例の制定に取り組めます。
- ・ 住民自治を基本とする地域別の取り組みに対し支援します。
- ・ 新たな視点からの地域の暮らしや仕事の見直し・評価・活性化を図ります。
- ・ 地区ごとの支えあいの仕組みづくりを推進します。
- ・ 休廃校校舎等の活用による多彩なコミュニティ活動やグリーンツーリズムを推進します。
- ・ コミュニティビジネスを立ち上げ、地域に根ざした小さな仕事場づくりに努めます。
- ・ 地域住民による町の管理する施設管理や代行の仕組みづくりを推進します。
- ・ 地域自治強化のための取り組みを行います。
- ・ 南海地震対策を強化し、避難路の整備を進めるとともに災害による集落の孤立防止を図ります。
- ・ 集落内の食料品等の生活物資の確保や、通院・買い物等の移手段の確保に取り組めます。
- ・ 日常生活に欠かせない生活水の確保に努めます。

(2) 現況と問題点

町の中心部を除く各集落においては、少子、高齢化の進行と若年層の集落外への流出等により、冠婚葬祭等、生活の基礎的な維持が厳しい状況が生まれています。そのため、今後は福祉分野や環境分野のボランティアなど住民主体のコミュニティ活動が重要になってきており、行政区や集落の自治活動の支援や施設の整備が必要になっています。

(3) その対策

「自分たちの地域は自分たちでつくる」を基本にコミュニティ活動等の盛んな地域づくりを推進し、そのための集落等への支援や施設整備を積極的に行います。

(4) 事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 事業	旧校舎等整備事業 広井小学校等	町	
		地域づくり事業 施設整備等	町	
	(3) その他	地域活性化事業 打井川地区等	町	
		定住促進事業 空き家利活用等	町	
		地区活動支援事業 交付金交付	町	
		住民自治事業 自治会再編等	町	
		四万十町地域審議会 審議会の開催	町	
		地域自治区活動事業 地域自治区設置	町	
		自治基本条例の制定	町	